

## **「第1弾 ふるさとで“心呼吸”の旅キャンペーン」一旦停止についてのQ&A（よくあるお問い合わせ）（R3. 5. 13 更新）**

- Q1. キャンペーンの一但停止期間は、いつからですか？ . . . 3
- Q2. キャンペーンのリ再開は、いつからですか？ . . . 3
- Q3. 宿泊券を利用して4月21日（水）から3泊4日で宿泊する予定  
です。チェックインが21日（水）なので、宿泊券は、3泊分  
利用できますか？ . . . 3
- Q4. すでに予約していた宿泊は、どうなりますか？ . . . 3
- Q5. 宿泊券を利用した予約は、停止期間中でもできますか？ . . . 3
- Q6. 宿泊券を利用しない宿泊は可能ですか？ . . . 4
- Q7. 宿泊券を利用する予定の予約は、キャンペーンが一但停止され  
たことにより、自動的にキャンセルになりますか？ . . . 4
- Q8. キャンペーンが一但停止されたこと伴い、予約をキャンセルし  
たら、キャンセル料が発生しました。事務局で補填してもらえ  
ますか？ . . . 4
- Q9. キャンセル料還付の請求に添付する領収証として、ATMの振込  
利用明細書の添付でもいいですか？ . . . 5
- Q10. キャンセル料還付の請求に添付する領収証の代わりに、宿泊施  
設の請求書とATMの利用明細書等の添付でもいいですか？  
. . . 5
- Q11. キャンセル料の還付請求書類に、県民であることを証明する公  
的証明書の添付が求められています。宿泊予定者全員の証明  
書を添付する必要がありますか？ . . . 5
- Q12. キャンペーンの一但停止により旅行を取りやめたら、宿泊施  
設のキャンセル料のほか、飛行機（船）のキャンセル料金もかか  
りました。飛行機（船）のキャンセル料も補填してもらえますか？  
. . . 6
- Q13. キャンセル料還付請求書を事務局に送付する際、注意点は  
ありますか？ . . . 6
- Q14. 提出した書類は、返却してもらえますか？ . . . 6
- Q15. 宿泊券の利用は、当初4月30日（金）チェックアウトまでと  
なっていましたが、今回の一但停止により、延長されますか？  
. . . 6

- Q16. 宿泊券の利用について、再開時期と利用期限が未定とのことなので、払い戻しを希望します。払い戻しすることはできますか？  
・・・7
- Q17. 事務局に払い戻しを依頼する際に、必要事項を記載した用紙の提出が必要とのことですが、任意の様式で大丈夫ですか？  
・・・7
- Q18. コンビニ店で購入し、その後、名義変更をしましたが、払い戻しは購入したコンビニ店でできますか？  
・・・7
- Q19. 購入したコンビニ店が遠く、払い戻しに行くことができません。その場合はどうしたらいいですか？  
・・・7
- Q20. 宿泊券の払い戻し期限が、令和3年5月18日（火）までとありますが、再開のお知らせが遅く、また利用期限が短く予定が合わず、利用できない場合も想定されます。その場合、5月18日以降でも、払い戻しができますか？  
・・・8  
(R3.5.13 回答更新)

Q1. キャンペーンの一但停止期間は、いつからですか？

A1 キャンペーンの一但停止は、令和3年4月23日（金）宿泊分からとなります。

Q2. キャンペーンのリ再開は、いつからですか？

A2 キャンペーンのリ再開時期は、現時点では未定です。感染状況が落ち着きましたら、速やかに再開することを予定しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

Q3. 宿泊券を利用して4月21日（水）から3泊4日で宿泊する予定です。チェックインが21日（水）なので、宿泊券は、3泊分利用できますか？

A3 チェックイン日に関係なく、4月23日（金）以降の宿泊には、宿泊券はご利用いただけません。  
この場合、宿泊券は、21日（水）、22日（木）の宿泊分には適用できますが、23日（金）の宿泊には、利用できません。  
ご注意ください。

Q4. すでに予約していた宿泊は、どうなりますか？

A4 キャンペーンの一但停止に伴い、令和3年4月23日（金）以降の予約については、宿泊券の利用はできません。  
※4月22日（木）までの宿泊は、すでに予約をしていたものであれば、宿泊券を利用いただけます。

Q5. 宿泊券を利用した予約は、停止期間中でもできますか？

A5 宿泊券を利用した予約は、4月19日（月）21時以降、新規受付を停止しています。22日までの宿泊でも予約不可です。

Q6. 宿泊券を利用しない宿泊は可能ですか？

A6 4月20日時点においては、外出自粛まで求められておりませんので、キャンペーンを利用しない宿泊については、個人の判断により可能です。なお、旅行に際しては、コロナ感染防止対策の徹底をお願いします。

Q7. 宿泊券を利用する予定の予約は、キャンペーンが一旦停止されたことにより、自動的にキャンセルになりますか？

A7 自動的にキャンセルにはなりません。

本キャンペーンの一旦停止に伴い、宿泊予約をキャンセルされる場合は、お客様から宿泊施設へ連絡をお願いします。

また、宿泊時期やキャンセルのタイミングによっては、キャンセル料が発生する場合があります。宿泊施設のキャンセルポリシーに従って、キャンセル料のお支払いをお願いします。

Q8. キャンペーンが一旦停止されたことに伴い、予約をキャンセルしたら、キャンセル料が発生しました。事務局で補填してもらえますか？

A8 下記に該当する方については、キャンセル料を還付します。

①宿泊券を利用する予定で、宿泊施設に予約をした方

②指定の期間内（令和3年4月19日（月）～4月30日（金））に、宿泊施設にキャンセル手続きを行い、5月18日（火）までに、キャンセル料を支払った方

③令和3年5月31日（月）までに、キャンセル料還付請求書に必要事項等を記入・貼付し、キャンペーン事務局に送付された方

※キャンペーンを利用する予定ではなかった方、キャンペーン適用除外となる方のキャンセル料は、補填の対象となりません。

Q9. キャンセル料還付の請求に添付する領収証として、ATMの振込利用明細書の添付でもいいですか？

A9 ATMの利用明細書、銀行窓口等の振込みの控えのみでは、キャンセル料を支払ったことを証明する添付書類となりません。下記の内容を記載した領収証の発行を宿泊施設に依頼し、その原本を添付してください。

①キャンセル日、②宿泊予定日、③1人1泊あたりの宿泊料金、  
④宿泊予定泊数、⑤宿泊予定者数、⑥キャンセル料の割合（%）

※宿泊施設への振込手数料についても還付の対象としますので、キャンセル料と合わせて振込手数料の還付を希望される方は、領収書に合わせて、振込手数料がわかるATM利用明細書等の添付が必須となります。

Q10. キャンセル料還付の請求に添付する領収証の代わりに、宿泊施設の請求書とATMの利用明細書等の添付でもいいですか？

A10 下記の内容が記載された宿泊施設からの請求書原本と、請求日以降に請求額を振込したことがわかるATMの利用明細書等の添付があれば、宿泊施設が発行する領収書に代わるものとして認めています。

①キャンセル日、②宿泊予定日、③1人1泊あたりの宿泊料金、  
④宿泊予定泊数、⑤宿泊予定者数、⑥キャンセル料の割合（%）

Q11. キャンセル料の還付請求書類に、県民であることを証明する公的証明書の添付が求められていますが、宿泊予定者全員の証明書を添付する必要がありますか？

A11 公的証明書の添付は、キャンセル料還付請求の申請者のみで結構です。ただし、様式4号②に、宿泊予定者全員の氏名、住所を記載してください。

Q12. キャンペーンの一但停止により旅行を取りやめたら、宿泊施設のキャンセル料のほか、飛行機(船)のキャンセル料金もかかりました。飛行機(船)のキャンセル料も補填してもらえますか？

A12 宿泊施設のキャンセル料以外の補填はいたしかねます。ご自身の負担となりますので、ご注意ください。

Q13. キャンセル料還付請求書を事務局に送付する際、注意点はありますか？

A13 郵送する際は、可能な限り、簡易書留等で送付してください。配達中に紛失した場合、県及び事務局はその責任は負いません。また、郵送料は申請者の負担となります。

Q14. 提出した書類は、返却してもらえますか？

A14 提出した書類は、国の実績報告にかかる支出証拠書類として保管するため、お返しできません。

Q15. 宿泊券の利用は、当初4月30日(金)チェックアウトまでとなっていましたが、今回の一但停止により、延長されますか？

A15 今回の一但停止により、宿泊券の利用期限は、延長することを予定しています。  
キャンペーン再開後に利用したい方は、大切に保管しておいてください。(紛失した場合は、再発行等できません)  
なお、利用再開及び具体的な利用期限については、コロナ感染状況を踏まえて決定するため、現時点では未定です。

Q16. 宿泊券の利用について、再開時期と利用期限が未定とのことなので、払い戻しを希望します。払い戻しすることはできますか？

A16 払い戻しは可能です。払い戻し方法は、コンビニ店で購入した場合と、キャンペーン事務局で購入した場合で異なりますので、ご注意ください。

■コンビニ店での購入⇒購入したコンビニ店での払い戻し  
(※4/22以降)

■事務局での購入 ⇒事務局に必要事項を記載した用紙と  
宿泊券を簡易書留で送付

Q17. 事務局に払い戻しを依頼する際に、必要事項を記載した用紙の提出が必要とのことですが、任意の様式で大丈夫ですか？

A17 ながさき旅ネットに参考様式を掲載していますので、そちらを利用いただくと便利です。印刷できる環境にない方は、参考様式を参照のうえ、下記事項を適当な用紙に記載し、宿泊券を同封して、簡易書留で郵送してください。

(1)払い戻し申込日、(2)氏名、(3)住所、(4)電話番号、  
(5)振込先 (①金融機関名、②本・支店名、③口座種別 (当座・普通)、④口座番号、⑤口座名義 (カナ))

Q18. コンビニ店で購入し、その後、名義変更をしましたが、払い戻しは購入したコンビニ店でできますか？

A18 名義を変更した場合は、コンビニ店での払い戻しはできません。事務局に必要書類及び宿泊券を郵送してください。

Q19. 購入したコンビニ店が遠く、払い戻しに行くことができません。その場合はどうしたらいいですか？

A19 キャンペーン事務局で払い戻しを行いますので、事務局に必要書類及び宿泊券を郵送してください。

Q20. 宿泊券の払い戻し期限が、令和3年5月18日（火）までと  
なっていますが、再開のお知らせが遅く、また利用期限が短く  
予定が合わず、利用できない場合も想定されます。その場合、  
5月18日以降でも、払い戻しができますか？

A20 現時点で、キャンペーンの再開時期は未定ですが、宿泊券の  
払い戻しは、令和3年5月18日（火）で一旦終了とします。

新型コロナウイルス感染症の感染状況が落ち着きましたら、  
再開する予定としておりますが、キャンペーン再開後、当該利  
用期間での利用が難しいお客様につきましては、宿泊券の払い  
戻しに対応する予定です。詳細は、再開時にお知らせします。

(R3.5.13 更新)